

# 學制の改正につきて

學 長 神 戸 正 雄  
法 學 博 士

今回本學に於て學部、豫科、専門部を通じて學科課程に劃期的の大改正を加ふることにした。

之は最近、文部當局よりの指示もあり、之に基き、本學独自の工夫を凝らして立案したものである。

此の如き改革の要請さるゝやうになつたのは一には、時勢の進展に伴ひて、新しき研究項目の一層切要となるものゝ生じたる一方に於て、段々と重要性を減じて特に一科目として獨立せしむるに及ばざるものゝ生じた爲めと、第二には管て學期制定當時の人の關係から特設せられたと思はるゝ科目も

あり、今となつては之を獨立科目とするは適當ならず、むしろ其内容はその科目の中に包容せしめることの出来るものがあるのと、第三には科目の名稱も今となつては

法律の改正、其他、時勢の變化によりて改めることの至當なるもの、あるのと、更に第四に、近時、國家の青年學徒に對する新しき要求として、軍事教練が強化さるゝやうになり、報國團、之を母胎として報國隊が結成せられることゝなり此等の行事の負擔の加はりたるだけ、自ら學科目授業時間數を相當に減少する必要に迫られたると

に因るのである。

大學豫科に關しては、別に文部省からの一般的指示があつて、學科目の名稱、内容、時間數に大改正があり、之に従つて改正を行はなければならなくなつたのは勿論であり、其上、此處では修業年限もやがて短縮せざるを得ざる運命にある。

其れで右の方針に従ふて大改正が行はれたのだが、今茲に一々の改正の点を列擧するは煩に堪へぬから略すとして、著しき改正の行はれたのは、何といふても、經濟學部に於てであつたことを注意する。其れにつきて勿論、異つた見解が出るのは止むを得ない。が併し改正にも相當の理由はある。著しい改正としては、經濟學科

の選擇科目が一本建であつたのを二本建とし、法律學科目を一團とした選擇と、其他の附隨諸學科目を一團とした選擇とを行はしむることゝしたことである。

從來の科目にて廢止したのは可なりが多いが、新しく出來たものとしては、東亞經濟論、資源經濟論、國土計畫論、地政學、工學概論など、新時代の旭光を負ひて現はれたものである。此等のものゝ中には或程度まで未成の學問といはなくてはならぬものもあり、又、之を要領よく纏めて講義することの難いものもある。此は擔當者の努力に待つべきもので、擔當者としては熱意を以て新しき分野を拓くことの仕甲斐のある題目たるを失はない。

神戸正雄(一)  
武内省三(二)  
磯部喜一(三)  
三枝樹正道(四)  
岩崎卯一(五)  
六  
八  
九

大正十一年六月十五日創刊  
昭和十七年九月十日印刷  
昭和十七年九月十五日發行  
編輯長 神 戸 正 雄  
副編輯 大 阪 市 北 區 堂 島  
上 三 丁 目 十 五 番 地  
印刷所 西 大 (七) 谷 口 印刷 所  
大 阪 市 東 區 川 邊 町 橋 本  
中 通 三 丁 目 十 二 番 地  
發 行 所 關 西 大 學 學 報 局  
會 員 登 録 番 號 二 〇 六 〇 〇 四

第 二 百 二 號 目 要

學制の改正につきて……………(一)

法文學部學科課程の改正……………(二)

經濟學部學科課程の改正……………(三)

學制改革所感……………(四)

大學の國營制度に就て……………(五)

評……………(六)

書……………(八)

校內……………(九)

友……………(九)

關……………(九)

## 法文學部學科課程の改正

法文學部長 武内省三

今日學修する者にとつて最も大切な事は新しき世界狀勢下に於て從來の學の根本概念をば再檢討し我國の世界的使命に關する深き自覺の元に之を確立することである。此度の學科課程改正に當り法文學部は特に此の点をば其の根本方針とし、そしてこの根本方針をば次の三点に於て具體化しようとなつた。

第一は基礎的學科の充實である。大體から謂つて、法文學部の學科目にはその時々々の社會狀勢の變化に依て餘り動かされない基礎的學科目が多い。法科にあつては何と謂つても現行法典の研究が基礎である。政治科、英文科、哲學科等の諸科目がいづれも左様であることは謂ふ迄もない。唯然しながら之等の學の基礎概念や嚮導概念に就いては現下の歴史的進展と世界狀勢の變化に基いて再吟味、

再檢討せられねばならぬものが多い。その爲めには最も根底的な基礎學を課することは特に必要と謂ふべきである。例を法科丈けについて謂へば、法理學をば選擇科目から必修科目に移し、又法律思想史を新設した如きは、統制法、經濟法の新設と相俟つて、新法學確立の方向に向つて進まふとするものである。

第二に、この新たな基礎概念の確立のために必要なことは他の諸社會科學や精神科學との有機的聯關をばハツキリ、把えることである。今日では最早や學のための學、藝術の爲めの藝術と謂ふやうなことが許されないと同様に、狭い専門學の殻の内に閉ぢ籠もることは許されない。いづれの學も全體的國家社會をば夫々の特殊のベースクテイーヴから眺めたものにするにできないのであるから、先づ國家社

會の全體的構造、目的、使命、理念等を全體的に把握して初めてそれ／＼の特殊科學の持つ意義、役割、機能等を初めて明確に知ることが出来る。學修する者は先づこの全體に迄視野を擴大せねばならない。狭き専門化の弊に陥ることなきやう充分警しめなければならぬ。横に他科との緊密なる連絡を保ち、出来る丈け種々の社會科學や精神科學研究の機會を與へるやう期したのは全くこのやうな目的に出づるものである。

第三に、何と謂ふても先づ現實の事實を知らねばならない。特に東亞に關する一層深き認識と研究とは一日も忽にするには出來ない。その意味から東亞に關する科目を擴大充實することに極力努めた。從來の「東亞問題」の講座をば「東亞法制」「東亞政治論」「東亞經濟論」の三講座に分割して、其の内容の充實を期し、哲學科に於ては「日本精神史」「東洋哲學史(印度)」を新設した如き、いづれもこの目的に出づるものであつて、從來の「日本文化史」「東洋文化史」

の諸講座と相俟つて、其の充實整備を期したものである。

最後に全體として一週の授業時間數をば出来るだけ短縮することにした。夫は國民體位向上の國家的要望に沿ひ、且つは又卒業後直ちに入營、軍務に服し、其の任務を充分に達成する爲めには夙に在學中に於て體力を鍊磨鍊成することとが特に必要であるからである。體力の鍊磨—之れがその理由の一つである。然し、それだけではない。學科目の改正に依つて從來よりも一層廣汎なる領域に亘つて視野を擴大し且つ又より深き自覺の元に學の基礎概念を充分に反省、檢討し、眞に我が國の世界的使命達成に即應する學を確立する爲めには學生諸士の自發的研究と思索とを特に必要とするであらう。之れが其の理由の第二である。

新學科課程の元に於て學生諸士に期待し且つ切望するものはこの自發的研究である。かくして初めて眞に俱學俱進の實を擧げることが出来るのである。

## 經商學部學科課程改正の要点

經商學部長 磯 部 喜 一

學問の世界はいはゞ象牙の塔で一般社會の動きからは没交渉であつて然るのだ、といつた考へ方は

程度に強弱の差はあるだらうが、なほ相當に廣く懷かれてゐる。こゝでは、眞偽の程は別として、日露戰爭を知らずして終始したわが國の一學者の態度が懷しまれてゐる。かういつた考へ方が、特に吾々の關係する經濟學商學方面では誤つてゐることは、改めて述べらるまでもあるまい。

大東亞戰爭の勃發はわが國の將來に影響を與へたゞけではなく、すべての方面に就いて將來の動向を決定づけたのである。學問の世界も亦同様である。吾々は大東亞戰爭を考慮しつゝ、研究するに止らず、これが認識を基礎條件として研究をすゝめなければならぬ。この立場から、今次の學科課程の改正に際して、若干の學科が整理

されると共に、他の若干の學科が新設されてもゐる。新設學科の一例としては、東亞經濟論、資源經濟論、地政學、國土計畫論等。

多くの大學では「統制經濟論」が設けられてゐるが、本學では過去に於いてもこの設けなく、今次の改正でも新設されなかつた。これには理由がある。統制經濟はわが國の基本的經濟體制であるのですべての問題はこの上で考へられねばならず、自由經濟的體制の上の問題と對比されねばならない。だから、一科目として講義されるよりは、すべての科目に於いて基礎條件として關説さるべきである。かくして「統制經濟論」が見出されないのである。

わが國最近の狀勢は外國語を急激に輕視せしめるやうになつた。私はこれをとやかく言ふのでは無い。私一個としては、中等學校に

於ける英語教育には夙に疑問をもつてゐた一人である。それにも拘らず、本改正に當つては、外國語

二種による經濟書講讀の制度には他の諸教授と共に手を染めなかつた。但し英文のみを必修とした從來のやり方は改めた。蓋し學問の深奥を究めるには、廣く知識を世界に求めなければならぬ。下級學校の學生であれば、わが國に紹介された外國研究を紹介されば足りる。しかし大學生はわが國に紹介さるべき外國研究を紹介すべき立場に在る。かくして大學では外國經濟書の講讀は看却されな。世上一般に看却する風潮が瀰漫すればするほど、研究の沈潜を要せざるを得ない。

法律科目は憲法を除き、經濟學科ではその一切を選擇科目とし、一學年二單位の履修とした。これは從來に比し學生の負擔を半減する。經濟學科の學生にとつては法律は副科的地位に價するが故に學習負擔の輕減をこゝに求めたのである。これと同時に、己が志望

する方面に即して公法と私法を選擇し得る餘地を與へた。

以上は經濟學科の改正を中心として述べたのであるが、大體に於いて商學科の改正にも妥當するものである。たゞこゝで注意すべきは從來の「商業學科」といふ呼稱が「商學科」に改つたことである。商業學科と言ふと、商業、商人に關する私經濟的研究であるかの如くとかく解される嫌ひがある。そこで、配給現象を中心とする私經濟的ならざる研究に重点のあることを明示する爲、商學科と改つた。

そしてこの見地から學科の整理があつたことは、言ふまでもない。會社經理が私經濟學的見地に於いてはもとよりであるが、國民經濟的見地に於いても重要であることは、昨今のわが國の狀況から充分に察知される。經理考究の整備(簿記原理、商業簿記、銀行簿記及工業簿記、會計學、原價計算)は經營學體系(經營學、各營業務論、經營財務論)と共に、今次の改正では注目されてよいであらう。

# 學制改革所感

教授 三枝樹正道

この度の學制大改革に關しては、事苟くも國家將來の實力の基本をなす問題であるから、文政當局に於ては、勿論充分なる理論的研討と、實踐の可能を考慮の上、決定せられたことであり、従つてその理論的根據は確立してあるものがあると思ふが然し又教育當事者としては、現在の狀態に於てさへも未だこれで充分だとは考へてをらず、殊に今後大東亞共榮圈を建設して全世界を指導すべき國民を世に送り出さんとするにはより一層の擴充を要請してゐることは當然であるにも拘らず、それを今より以下に短縮することは、真の心な性格が到底忍び得ないところである。故にこの改革に對する是非賛否の論は、何れも耳を聳すに値あるものがある。それで私は、今日現實に教育の衝に當る者として考へ且つ實踐しうる又實踐せねばならない一二の点に就て述べて見たいと思ふ。

抑も教育に於ては、これを施す時機とその時間と云ふものが重要な契機をなすものである。即ち勉強にしても、修養にしても、おのづからそれに最も適當した時機と、それに必要な時間があるものである。従つて何時でもこれを實施してよいと云ふものではなく、又必ずしも長ければ長い程良いと云ふものでもない。殊に學校教育は、その本來の相に於ては、家庭に於ける自然形式の教育に對して、文化形式の教育を施し、以て被教育者に研究に對する關心を深め、修養鍊成を更に高めしめるべく指導することを第一義とするものである。従つてその爲には必ずしも長時間を必要とするものではないとしても、生命ある生ける人間の鍊成には身心の伸展發達の爲に、是非相當の時間を必要とするのである。而してこの時間は無駄な餘暇とは全然意味を異にする必須なる要素である。

さて一定の物を一定の空間へ入れたり、又は或物を製作加工するには、熟練者は早く而も手際よくこれを處理するが、然し生けるものは、タトヒそれが植物のやうなものでも、これを或程度に生長せしむるには、いかに熟練者であつても、時間を無視して自己の意志の儘にそれを爲すことは不可能である。況して人間の理解力の發達批判力の正確、思索力の廣深等と云ふが如きことは、いかに教ふるもその人自身の自然的發達に於ける相當の時間を俟たねばならぬ。此事を思ふ時、就學年限を短縮することは、人間鍊成の上に相當大きな影響を與へることを考へねばならぬ。従つてそれは學力の低下常識の不足、修養力の減弱等の教育上悪影響のあることと思ふ。

然し又他方に於ては、從來の三年五年の制度が必ずしも最高至上の適法であつたとは考へられないのだから、政府の主張する如く、この際全く新しき理念と構想の下に新發足するとすれば、これ亦或は反つて其結果を齎すかも知れない。殊に現在我國は有史以來の重大なる時局に當面してゐるのである。平和にして、心身兩面に充分の餘力を保持して學問を論じ、修養を積み得る時代とは異なるのである。實に國家は大東亞戰爭必勝、大東亞共榮圈確立の二大目標完遂の爲に、餘他の一の一切の行爲を、一時その大目的の下に總べて歸一せしめねばならぬ状態にある。恰も大怪我をすれば、その爲に、いかに研究心の旺盛なる時機と雖も、一時その大切な研究を中止し、又最も爽やかな朝のラヂオ體操の時間と雖もこれを中止して、その怪我の應急處理をせねばならぬこともある。これと同様である。

今日、吾國は、この決定された方針の下に是非ともこの重大時局を乗り切らねばならぬ時である。あらゆる周囲の面をも考察し、それらとの關係の下に、國家第一の目的を遂行せしめねばならぬ時である。だから、唯だ教育の一面のみに重点を置くことは許されないのである。故に此際、從來の稍々もすると詰め込み主義、知識注入主義に陥つたる教育を理解開發主義ならしめ、研究心の誘發補導に層一層盡力せねばならぬ。

唯だ擱るゝのは、從來でも尙ほ教授し切れないものがあつた。それが年限短縮の爲に一層不可能となり、教室の時間が一層重視されて、徒らに知識の不消化の儘に授受せらるゝが如き事がありはせないかと云ふ事である。若しかくの如き記憶重視の請込主義が實行されるならば、教育の力は必ず低下する。さなきだに現時は智的水準の下る心配は確かにある。故に此際は、記憶重視の教授を廢除して理解力の養成鍊磨に勉め、學問に對する興味、即ち研究心の助長、修練に對する積極的關心の喚起に努力せねばならぬ。

勿論その爲に教授要目の改正は當然行はねばならぬが、それは文政當局で考察を進められつゝあることと思ふ。故に教育當事者は國家の要請せる理念と、現時の重大時局を考察の上、從來の稍々すれば實質陶冶に傾きつゝあつた教育を、形式陶冶に重心を置く鍊成によつて、國民育成に邁進してこの難局を突破せねばならぬと思ふ。

# 大學の國營制度に就て

教授 岩 崎 卯 一

我が國の大學制度は、遺憾ながら明治維新の大理想を顯揚するために創造されたのではなく、明治政府を中心とする朝野の政權争奪的な對立・相剋の「鬼子」として出来たものである。

私立學校の開祖は、西郷隆盛が鹿兒島に樹立した「私學校」であり、これを今日の言葉に改むると、私立陸軍士官學校及び私立海軍兵學校である。明治十年の西南戦役に示された「私學校」生徒の武勇と訓練とに驚いた明治政府は、深く省るところあつて、西郷及び其の一黨の死滅を機とし、陸海軍軍人養成機關の「國營主義」を貫徹しようと決意し、その決意は今日まで續いてゐる。西郷が死ななすにみたら、私立士官學校や私立兵學校が、今日でも「私學の雄」と誇りながら、鹿兒島あたりに覇を唱へ、運動競技などで、東京の官立士官學校や江田島の官立兵學校などを相手として、優勝争をしたことであらう。山縣などの明治政府が採つた此種の純粹國營主義が、官私差別主義との比較に於て、失敗であつたかどうかは、具眼の士の批判に俟つところである。

西郷の「私學校」を模倣し、これを政治・法律研究の領野で實踐しようとしたのが、大隈重信の『早

稲田専門學校』即ち早稲田大學の前身である。明治十四年の政變で失脚し、野に下つた大隈は、明治政府の首腦たる伊藤と山縣とに對抗する必要上、在野政黨たる「改進黨」を創立するとともに、その士官學校格としての『早稲田専門學校』をも樹立した。これを見て驚いた明治政府は、全日本の國力を傾けて、東京に帝國大學を急造し、所謂「大隈學校」に對抗せしめた。政府の大隈討伐方針は、可

愛い帝國大學を「官立」と稱し、これに總ての特權と榮譽とを與へ憎い「大隈學校」に蔑視的な意味を持たせた「私立」の稱を押しつけ、これより凡ゆる特權と榮譽とを奪うことであつた。これより官立大學は肥馬に跨つて平坦路を走り、早稲田大學を筆頭とする私立大學は重荷を擔ひつつ荊棘の道を徒歩したのである。大隈が明治十四年に失脚しなかつたら、又は直

ぐに政權の地位に復してゐたら、恐らく早稲田専門學校が「國營」に移管され、明治十九年になつて急造された「官立」東京帝國大學は生れずに済んだであらう。そして、日本の大學で學んだ何人も、今日の陸海軍軍人のやうに、官立・私立間など言ふ意味を解釋し得ない人間に成つたであらう。

昭和十七年春、昭和日本の全知能を動員して設けられた『大東亞建設審議會』の第二部は、文教政策答申案第二項に「教育は原則として、國家自らこれを運営すべき體制を整備し云々」と麗記してゐる。この條項を見て、日本全體にある何萬の「光榮」ある私立學校が、その「光榮」を奪はれて、官立學校に移管されると速断する必要がある。答申案には「原則として」と書いてある。明治十九年以後五十年間、一貫されて來た政府の官立中心主義の文教政策が、再確認されただけである。今までも、教育は「原則」として國營主義なりしが故に、原則的學校たる官立學

校には物質的にも精神的にも總てが與へられ、例外的學校たる私立學校には光榮ある無冠の帝王と言ふが如き「氣分」丈けが許されたのである。全日本の學校教育を、「原則として」でなくして「徹底的に」國營とすること、恰も今日までの陸海軍學校の如くに改編する事の可能性如何を判断するためには、當路の生態的研究をするのが先決問題であらう。

私等は幸にして、從來政府の顧るところ甚だ薄き私立大學に教鞭を執るの責務を與へられてゐる。官立大學の教職員に比し、國民教育の任は一層重いと確信してゐる。それだけに教育者としての生甲斐を感ずるのである。國民の租稅收入を何等費消することなく、全く特定父兄の支出する學費の一部に依つてのみ大學の經費を賄ひつゝある私立大學の教育者として、「日夜念ひつゝある我が學園の學生を「大君に忠、父母に孝」なる原則に遵ひて訓育することである。各職域を通じて、聖上の勸諭を安んじ奉る日本臣民に仕立上げるとともに、父母の恩に酬ふべく精勵する孝子にも育成することである。政府が今後「官私」の區別を持續するものと否を問はず、我等は只管教育勸語の御趣旨を奉戴して邁進するのみである。

書評

三谷友吉教授著

ポエム資本利子論の研究

講師 安田信一

最近に於ける經濟學研究の注目すべき傾向の一は經濟理論と金融理論の接近であり、利子論をその媒介としてある事であらう。この傾向は所謂貨幣的景氣理論の發達に基づき、ポエム資本利子論はその源をなす。

本學三谷友吉教授は今回「ポエム資本利子論の研究」を世に問はれた。教授は既に堀博士とウィックセル「國民經濟學講義」當時教授とベルクマン「國民經濟學的恐慌學說史論」を共譯せられ、景氣理論に深き理解を有して居られる。

元來ポエム資本利子論は主觀價值説と限界生産力説の兩者をその基礎とし、本書前篇は資本利子と前者、後篇は後者との關係を問題とし、別に「資本の形成」が附論として論じられてゐる。然して前篇第四章に於ては彼の主觀價值説と利子理論との關係を批判し、同時に本書に於ける著者の基礎的見解を次の如く表明せられてゐる「交換經濟に於ては、實際に誰も労働力に對して……使用價值評價を行はない。消費者もさうである。何故なれば、彼は購買する享樂財のみを評價しそれ以上のことを考へないからである。企業業者もさうである。何故なれば、彼に

とつては彼れの生産物は……使用價值を有しないからである。そして労働者もさうである。何故なれば、彼は……彼れの労働の使用機會を有しないからである。……この事實を無視して主觀的使用價值評價の關係に基づく現在財と將來財との間の價值差額から資本利子を導き出す試みの破綻に陥るのは當然の結果であると言はなければならぬ」(六頁—七頁)。

又後篇第五章にてはポエム利子論の中核たる彼の均衡状態に付いて説明し、且つ彼の謂ふ利子の限界生産力的性質、均衡利子たる事を明にし、次の如く結ばれてゐる「ポエムは單純化の假定として一方的に進行する生産を想定してゐる。しかし現實に於ては生産財生産部門と消費財生産部門とが對立してゐて、しかも生産財生産部門に於ては資本財の自己生産が起る。兩部門が均衡を保つためには、種々の條件が満たされなければならぬ。……かゝる事情を考慮に入れる時は、打歩が存在する場合には自然的均衡が存在するとの断定は、承認されえないのである」(二二頁—二六頁)。その間各所に於てポエムの所説に付き、諸問題を檢討せられてゐる。

要するに讀者は本書に於てポエムを通じて經濟理論の諸問題に付いての理解、殊に「統制經濟に於ける資本の再生産過程の分析」(序文)に資せられる所少くないと思はれる。(A5版、三聖堂定價

大東書館刊)

郷土關係の新刊二つ

講師 吉永 登

石濱純太郎先生著

浪華儒林傳

統制の喧しい出版界に、どうした事か却つて書籍が氾濫するのが現状である。こんな時勢にこそ、本當の良書が精選せられて出てほしいと思ふのは私だけではあるまい。

ところで、良書とは……となると、これは又中々むつかしい事になる。先づ著者だけについて考へても、世には著者の出したくてたまらない書物もあれば、まるでその反對の書物もあらう。こんな場合輕卒に前者がすぐれてゐて、後者がつまらないとは云はれるものではない。要は著者その人の學殖の程度如何によるのであり、更により多くその人の學的良心に依存するのである。

その意味で、此の度全國書房から出版せられた、石濱純太郎先生の「浪華儒林傳」なども、考へさせられるところが多い。此の書物はもと／＼關西大學の學報に連續して掲載せられたもので、その出版が今の先生の意に添はない事は、直接にも承つて居つたし、又跋文の中にもはつきり書いて居られる。ところでもし先生の御言葉通りだとすると、出版に骨折つた畏友神屋敷君など實につまらないお節介をした譯になるのだが、それ程單純に片付けられる筈のものではない。先達

でも私の尊敬してゐる某先生にお目にかかつた節、此の書物の出版の近い事を申し上げたところ、自分もかねてあのままにするのは惜しいと思つてゐたと云つて大變喜んで居られた。して見ると、つまらないと考へられるのは存外著者たる石濱先生だけといふ事になるのかも知れない。

先生は周知の如く東洋學の權威で、京都帝國大學、關西大學、龍谷大學に於て異色ある講義を行つて居られる。従つてその先生が氣恥しいと考へられても、直ちに價值がないといふ事にはならない。

後世誰かが「綴浪華儒林傳」でも書く事があれば、必ずその一人として取上げるに違ひない、先生の目にたとへ満足を與へなかつたとしても、我々にも同じだと云ふ論理は成り立たないからである。

此の書物の内容をなす各篇については、發表せられた都度讀ませて戴いたのであつたが、今かうして纏められたのを見ると、以前とは違つた意味で私を喜ばせるものがある。それは巻頭の「大阪の漢學」で概観して個人に及ぶと云ふ有機的な配列の妙味もさることながら、より以上に一人一人の儒者の背後に存する大阪の學問乃至は浪華儒學者の持つ特色とも云ふべきものが溢みんと感ぜられる點である。これだけは間を置いてポツリポツリと讀んでゐた時には氣付かなかつた事で、今更ながら先生の對象把握の正確さには打たれる思ひがする。御自身ではまるで人事のやうに、これは何々の材

料によつたと事もなげに云つては居られるが、先生の見識を外にして何人が企て及ぶべきであらうか。世間にはかうした正確な對象の把握もしないで直ちに結論の抽象を試みて、手際よく纏めてくれる著者もあるが、そんな書物はあぶなくて見ては居られないし、讀む側から云へばせめて其處だけは讀む者のために餘韻として残してほしいと考へる。それが書物の持つ品位とでも云ふべきであらうが、その點先生の此の書物は足をしつかり地上に置いた品位高き書物と考へる。

實を云ふと、恩師藤澤先生の泊園書院に關係のある諸先生の外、この書物に取扱はれてゐる學者については、専門の違ふせいもあつて、富永伸基を除けば大した興味がある譯ではない。それでゐて讀まずに居られなかつたものは、何と云つても前述のやうに、此の書物が言外に描き出す派華學者を包む雰圍氣のためであり、過去の大阪が持つた學問の誇示があるからである。そして其處から必然する大阪の學問の將來に對する先生の異常な熱意に動かされるためからでもある。

いやだ／＼と云はれながらも、各篇の終りには、最近の御考へまで要領よく追記せられてゐるのは先生らしくて殊にうれしい。學問に並々ならぬ愛着を持つて居られる先生の學的良心の然らしめるところであらう。かう考へると、あの跋文だけは何とかして、先生に御引込めを願ふか、さもなければ讀む方で順序通り最

後にそつと讀むだけにし度いものだ。それからこれは何も先生を煩はすほどの事はないが、誰か年表のやうなものを作つて、つけてはくれないであらうか。私のやうな門外漢にはそれが大變便利だと思はれるのである。再版の機會にでも考へて戴けば幸である。(B6版、一七頁 定價一八〇 全國書房刊)

木谷蓬吟氏著

私の近松研究

大正十一年出版の大近松全集の序文に「全近松の研究は更に第二の著述によつて完成せしめねば措かない。」と見えてゐる事によつても全集の編者木谷蓬吟氏が近松研究に對する熱意の大きさと、その志された時期の極めて遠い事が窺はれるのである。

氏は人も知る近代淨瑠璃界の名人、五世彌大夫を父に持たれる名門であり、近松の研究者としては正しくその人を得たといふべきであらう。従つて大著「淨瑠璃研究書中」に於ける氏の「本書は近松淨瑠璃に關する一切のものをわざと省いておいた。別に他日纏めて見る考へである。」との豫告的な言葉にかけられた我々の期待は、まことに大きいものがあつたのである。

それが此の度、私の近松研究となつて大阪に縁りの深い全國書房から出版せられた事は、もとよりB6版二百七十頁の小冊、氏の近松研究の全貌を盡すもので

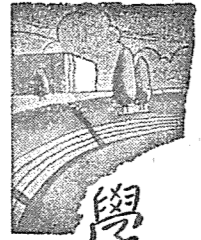
はないにしても、喜ばしい限りであつた。本書は著者が、その序文中に於ても述べて居られる通り、二十年來氏が關係して居られる近松研究會に於て、多年に渉つて發表せられた研究の中から選び出されたものである。だから夫々の研究は時を隔て、行はれたものであり、且つ題材も亦必ずしも系統立てられてゐる譯ではない。しかもそれにも拘らず、此等諸篇の背後に脈々として流れるものは、氏の近松に對する親昵の感情であり、其處から來る透徹した理解であつて、全篇悉く達人の手になる珠玉にも譬へるべき名篇といふべきであらう。

中にも「天綱島と大阪商家生活」は作者快心の雄篇であつて、大阪の商家といふ雰圍氣に醸し出された、特殊な事件を取扱つた近松の大作を、縦横に批判して餘すところがない。又「近松と西鶴と夕霧」「流人俊寛の夫婦愛」なども、主題を一にした諸家の作品の比較による、近松理解の一方法として極めて要領を得てゐる。殊に嬉しく感ぜられたのは「大阪天神祭と豊公祭」であつて、たとへそれは著者も云はれるやうに、論理の運びに多少の飛躍があるにしても、天神祭は豊公祭にあらざるかの提示は大阪人に取つては理屈抜きに受け入れられるべき新発見と見るべきである。最後の或は附録として加へられたらしい「近松墳墓物語」はわけても自分を樂しましめた一篇で、その淡々たる行文の間に藏せられた該博

な考證は、考證特有の臭味もなく、不知不識近松情調に誘ひ入れる魅力があつたのである。

たゞ多少とも不安を感じしめたものは、極めてまれに、そしてそれは全體に何等の支障を生ぜしめて居る譯ではないが、やゝ日本精神に引きつけ過ぎられたのではあるまいかと見受けられる節のある事である。例へば「法と情の調和」中法律に關する西洋と日本との比較があるが、氏はアイスランドに起つた幽霊を告訴した事件を通じて、西洋では權力が、日本では人情が、法律の基調をなしてゐると結論してゐられる。あざやかであるだけに多分の危険がある譯で、例の「ウエニスの商人」なども人情裁判と云へるであらうし、日本にも探せば道を行く話もないではない。勿論時勢の要求がかかる啓蒙的なものを必要とするには違ひないが、この方法が一度近松の研究に對して施されるならば、學問のためにこれほどなげかはしい事はない。氏の所謂不當に學校から締出された大近松ではあるが、お座なりの日本精神の色揚げを経ての復歸ならば、近松のためにも敢て取るべきではない。近松は近松としてそれ自体を堀り下げて行くことが、たとへ今の時勢に直接の弊りがなくとも、それこそ超時局的な普遍に參する道であり、又眞の日本精神の高揚を來す所以となるのである。(B6版、一七頁、定價一八〇 全國書房刊)





# 學内報

## 學科課程改正

時代の要請に順應する爲め、學部、豫科、専門部第一部及第二部共それぞれ學科課程改正委員を擧げ審議中のところ、此の程成案を得、目下文部省に認可申請中である。

## 人事異動

七月二十日付

囑託専門部報國團 劍道師範 酒匂 久  
同 同 柔道師範 黒田 久

七月卅日付

依願解職 學部教務課主任 中尾謙吉  
任學部教務課主任 前田靜平  
依願解職 教務課主任 中野 勝  
學部教務課事務囑託 中尾謙吉

## 臨時常議員會開催

九月十日(木)午後五時より北濱野田屋に於て臨時常議員會を開催、昭和十七年度財團法人關西大學の更正豫算の件を附議決定した。

## 文部省検査官來學

八月十二、三の兩日文部省より検査官來學、學部、豫科、専門部の一一般教育關係並に財團法人關西大學の調査があつた。

## 専門部國漢科視察

漢文科中等教員無試験檢定申請中の専門部第二部國語經漢文專攻科に對し九月十七日午後五時より文部省教員檢定委員會より來學、漢文及教育の質地視察があつた。

## 豫科報國團、報國隊

八月十七日付 任教練教師(豫科勤務) 錦見一夫  
九月三日付 任教練教師(學部勤務) 駒井鳴美

## 豫科生綠化運動

記念植樹と噴泉水槽

一昨々年より豫科本學生が中心となつて學園の綠化美化運動がつゞけられ、その成果は常に推稱されてあるが、本年は十七年度新入學生によつて校舎裏一體に記念植樹が行はれ、その成育を樂しまれてゐる。更に同裏校庭に徑十二尺、深さ二尺五寸の噴水を兼ねた五十石入りの新裝を凝らした防火水槽が設けられ、平素は清らかな噴泉に授業後の心神を休め、一朝有事の際にも備へる一石二鳥の名案である。

定は九月十一日扇町公園水泳場に於て實施した。

## 専門部報國團

一、役員總會 専門部第一部、第二部役員總會は七月二十日(日)午前十一時天六學舍集會室に開催、正井副團長の挨拶、和田總務部長より昭和十七年度事業報告、安川經理部長より昭和十六年度決算報告ありて、三年生送別の意を兼ねて中食を共にし、今後の報國團事業等につきて懇談した。

一、學園美化 厚生部の手により、大小様々の盆栽を購入して、校舎の出入口、各階廊下、圖書館閱覽室を初め食堂、階下學生更衣室に至るまで設置し、更に喫煙所の増設等學内の潤ひを増大すること大である。

雑誌「菁華」發行 第一部報國團雜誌部に於て「菁華」第三號發行、柳瀬、高橋、中村諸教授の論文初め、神戸學長の短歌、武田、廣瀬、國歳、福島、川上諸先生の隨想、元配屬將校西本大佐の寄稿、その他會員の力作を手際よく盛つてゐる。A5版一七四頁

雑誌「報國團報」發行 専門部二部雜誌部より報國論叢第二號發行、會員の論索を多數輯收、内容精選に意を用ひられてゐる。A5版一一〇頁

## かくほう抄

▽中谷教授母堂 滋賀縣瀬田町大江にて静養中の處、七月廿九日逝去せられた。

▽谷口豫科教務主任令息 谷口豫科主任二男は百日咳より肺炎を併發逝去せられた。

▽後藤講師令閨 専門部講師後藤新之助氏令室は七月四日逝去、八月十日滋賀縣伊香郡北宮水村井ノ口の自宅に於て本葬執行された。

▽坂部正武君 専門部教務課勤務の處七月應召、高知西部第卅四部隊河野隊に入隊



校友欄

朝鮮支部

▽第十八回 神宮參拜 七月五日(日)

午前七時恒例の朝鮮神宮に參拜、皇宮の彌榮と出征將士並に本會員入營者白柳利一、寺田正兩君の武運長久を祈願した。參拜後「南山亭」に茶話會を開き、秋山雪太君の戦地よりの歸還談、次いで藤本組の在里三芳君の初參會の挨拶あり、早朝神域の清々しい気分のうち和やかに八時散會。參拜者、岡本至徳、信田芳、松田清、三上吉隆、野田博、岸本忠雄、高橋伊平、在里三芳、小西直意、田中豊次、小松勝馬、秋山雪太、曾根三郎、飯田守、川島通利、

臺灣支部の總會

七月十四日午後七時より新北投如水莊に於て眞田相談役の臺南檢察官長榮轉祝賀と喜多幹事長の南方轉出壯行會を兼ねて總會を開催した。中村支部長より榮轉の祝辭を述べ、多年幹事長として盡力された喜多氏に謝辭を呈し、今回南方建設の大業に勇躍壯行の前途を祝福すれば、喜多氏は赤心奉公の固き意を披瀝して之に答へ、小谷幹事より庶務會計の報告ありて開宴、母校、烏賀陽先生、出征會員に寄せ書をなし、中村支部長より新幹事

長に小谷氏、新幹事に福宜氏を指名し、歡談數刻十時頃盛會裡に散會した。

出席者 池田正男、播磨武次、林佛樹、渡邊綾夫、田畑政男、高橋文惠、中村八十一、福宜保市、村上達、久保田豊太郎、坪郷芳介、山田榮次郎、山口正成、山本末松、小谷茂雄、荒井保、喜多末吉(イロハ順)

秀麗會

▽大連支部秀麗會第七十四回例會

六月十八日午後六時より海務協會に於て開催、案内狀が間に合はず電話一本で集つたり十八名、これだけ秀麗會の精神的基礎が出来上つたことが感得されて實に嬉しい。新京の佐藤君が新婦同伴出席、平井君より新婦新婦の紹介に、佐藤君新婦の感懷を語りて一同和氣霽々、お互に一ヶ月間の話の肩籠をあちこちで繰り出して氣勢を揚げたり、喜んだり例によつて話ば盡きないが、午後九時二十分學歌を高唱して散會した。

主賓 佐藤君夫妻  
會君 高嶺 木村 守谷 伊達 高木 川野 萩原 平井 竹若 早川 松田 北條 永田 貴村 豊永 小川

上海支部

六月例會 靜安寺路「金門」に於て四

日午後七時より開催、集まる者十五名、八階の會場より南は競馬場よりフランス租界を、東は南京路永安公司附近よりバンドに至る繁華街を一時に收め、宵風を講喫しつゝ、金門自慢の廣東料理の卓を圍む、決戦下時局に關する談論、上海戰當時の懷舊談、さては母校の今昔談に時を過し、九時半散會。出席者、堀川、藤本、福富、吉田(政)、辻野、大森、鹽見、松山、村田(英)、太田、細川、榎塚、河田、高岡、玉井、高木、(支部長 忽那氏は内地旅行の爲缺席)

政交會總會

學部政治科出身者を以て組織する政交會にては第三回總會を去る七月四日(土)十七時道頓堀三笠屋に開催、母校より岩崎教授、神屋敷學報主任出席され、戦時下各々の職域に奉公する多數の會員と一夕恩師を圍んで學園の昔を語り近況を傾聽し、學歌を合唱して母校の前途を祝して二十一時頃散會した。

會員消息

氏名下の數字中、漢字は大正年數、算用數字は昭和年數を16前は三月、16後は十二月卒業を示す、又括弧内にある消息は業務動靜

大法

- 織田佐代治(四) (任地方事務官、大阪府勞政課長)
- 關師 親徳(7) (東區北久寶寺町四ノ五五、久寶ビル三階、辯護士開業)
- 野口 武男(9) (東京市中野區大和町四五〇、高木茂造方(陸軍主計少佐))
- 羽淵 純藏(11) (中支江蘇省鎮江中華路)
- 四號、華中水電會社内(同社)
- 花島 善吾(5) (大阪府中河内地方事務所長)
- 法覺 豊松(15) (東京刑事地方裁判所檢事局)
- 前田 愈(3) (大阪府特高課第一思想係長)
- 武良 操(二五) (大阪府情報課長)

山本 正次 (13) (國民貯蓄主事、福井縣總務地方課)

大政

天宅 俊治 (五) (大阪府内鮮係長)  
大野 成孝 (13) 上海北蘇州路四三四號、上海内河輪船公司内 (同公司)

大經

辻本 辰藏 (12) 上海四川路二一五號、大興棉花公司内 (同公司)  
松山 正雄 (7) 泉南郡奈川村谷川、泉州產業會社專務取締役  
米井 邦三 (8) (千葉縣和洋紙商業組合常務理事)

大商

大戸 守藏 (10) 上海北四川路一〇四號、武川商事會社内 (同社)  
細川 末藏 (9) 上海百老匯路二一九號、石油聯合會社内 (同社)

專一商

池田 信一 (16前) 上海北四川路五二三號、華中鹽業股份有限公司 (同公司)  
内田 寛了 (13) 上海北蘇州路四三四號、上海内河輪船公司内 (同公司)  
黒田 邦彦 (9) (三井生命大阪西支部長)

專二法

高岡萬之助 (12) 上海北四川路九三六號、春日洋行内 (同行)  
青木 定夫 (11) 上海開北民德路、華中鐵道會社内 (同社營業課)  
井上 善雄 (13) 中支杭州市福緣路六號、日本通運會社内 (同社會計課)  
井口 圭司 (九) (兵庫縣瓦斯用木炭會社取締役支配人)  
飯田慶一郎 (明40) 豊中市新免南通二

(大日本紡織聯合會會計主任)

陰下 民治 (7) (大阪府警察部外事課)

河田千代治 (10) 上海開北民德路華中鐵道内 (同社)

木村 末松 (8) (奈良縣警察部警務課長)  
桐本 晴光 (四) (泗川郡勸業課長)

塩見武吉郎 (6) 上海開北民德路、華中鐵道會社内 (同社總務部管理課)

田中 茂 (9) 上海開北民德路、華中鐵道會社氣付南京支店

竹内清次郎 (14) 上海狄思威路五〇五、ピースハウス内 (日本海上上海支店)

寺本 幸三 (五) (大阪府西區役所稅務課長)

名田 京一 (5) (住宅營團大阪支所厚生課長)

長島理一郎 (8) 堺市市之町西一丁官舎 (任地方警視學警署長)

西田 芳彌 (11) 上海新市街共榮路、上海恒産會社内 (同社)

福原政二郎 (3) (滋賀縣書記官「陸軍司政官」)

堀田 勇 (9) 上海老靶子路、上海軍報道部内報業組合内 (同組合)

前川 康治 (13) (華中鐵道會社營業部) 橫塚 大 (10) 上海黃浦路二四號、橫濱正金銀行内 (同行)

松本 清三 (11) 青島恩縣路甲七號ノ九 (島貿易會社青島出張所)

水戸 次作 上海海寧路一九〇號、上海銀行内 (同行)

宮元民之助 (3) 大阪市東淀川區十三西之町五丁目官舎 (任地方警視、十三警署署長)

村井 政治 (6) 上海開北民德路、華中鐵道會社内 (同社建築課庶務)

村田 幸造 (7) 上海開北民德路、華中鐵道會社内 (同社總務部管理課)

橫井 信義 (12) 上海歐陽路二二二、日本女子商業學校内 (同校教諭)

吉田 政光 (五) 上海開北民德路、華中鐵道會社内 (同社建築課庶務)

阿部 武夫 (5) 上海吳淞路、淮南炭礦會社内 (同社)

淺井 明 (三) 東京市王寺區稻付町四ノ五一九 (安田貯蓄銀行赤羽支店)

井澤 茂 (3) 上海開北民德路華中鐵道内 (同社經理課審查係)

岸本 毅 (11) 上海新市街共榮路、上海恒産會社内 (同社)

鈴木 清 (13) 上海東西華德路二八八號、大陸新報社内 (同社經濟部)

松島武三郎 (二) (神戸市海岸通、大阪商船會社神戸支店船員局)

風神 茂 (8) 上海四川路二一四號、加陵大樓、紀洋商會内 (同商會)

黒崎 英夫 (3) 上海九江路二一〇號、一〇一號、村田商店内 (同店)

忽那文治郎 (三) 上海西華德路九五號、根津菊治郎 (五) 臺北市京町朝日新聞臺北支局氣付、ビルマ・ラングーン支局内 (同支局長)

濱崎 多松 (三) (濱崎工業社長、門司市會議員に當選)

松本 米一 (12) 北京東單牌樓三條胡同、北京居留民團内 (同團經理課)

改姓名

昭7專 經 田中 伊造 石田 伊造

昭12專 一商 北村 勇夫 瀧北 勇夫

昭14大 商 西村 正英 西村 匡雄

昭10大 法 北村 幸雄 村田 幸雄

昭14大 政 李 相 赤城 浩朗

昭14大 法 鄭 相 桐本 晴光

訃音

香取 一 (大4專、法) 去る八月二十一日逝去、遺族は大阪市住吉區山坂町一ノ三八、香取一也殿

遠藤正一郎 (大15專、經) 去る六月二十七日逝去、遺族は東京市大森區市野倉三八、(男) 遠藤順一郎殿

芝田日出男 (昭16專二法) 去る八月七日逝去

谷本 盛雄 (昭10大商) 出征中五月於南支戰病死さる。

西森 正雄 (昭14專一商) 戰死、去る七月三十一日無言の凱旋

福井 義郎 (昭15專一商) 去る七月二十二日逝去、遺族は大阪市西區松島町一ノ二二、父福井千太郎殿

宮 眞吉 (昭8專二商) 去る八月二十七日逝去、遺族は神戸市灘區高常磐木三〇七ノ二三、母宮スミ殿

村田 溶 (昭11專一法) 去る八月十二日逝去

吉田 正 (昭8專一商) 本年四月二十一日北支に於て奮戰中頭部に手榴彈爆創を受けて壯烈なる戰死、遺族は尼崎市尾濱名月坂、母吉田茂子殿

校友會費拂込者氏名

一時拂(五十圓)

長瀬 玄亮 大隅 末廣 川越 茂樹  
昭和十七年度會費(參圖)

朝日 勘一	木村松太郎	後藤 三郎	柴山 大亮	田中 則親	田村 格治	田村 春高	忠平長治郎	東 榮	荒木 陸郎	井上專一郎	岩本 公夫
砂堀 正	高馬 將男	竹内虎治郎	都成 敦義	竹下 文雄	津田 藤雄	戸台巳之助	那須 旭	小川 成雄	尾崎 正直	桂 實	龜有 正男
西田 義介	藤田 正明	松村 勘次	宮川 仁	中西 正明	中山 一義	西村 孝男	橋高 勇夫	黒田 美男	小西健左衛門	殿斗 榮	柴田 直一
安田作太郎	吉川 重設	吉本 房造	青柳 秀代	蓮井 敏雄	泰 敏雄	福井 義郎	藤井 卓平	下猶 紹隆	白井 種雄	杉田友治郎	高見 玉信
池内覺太郎	飯田 清藏	伊地知兼郎	池上 猛夫	前川 正行	前田 逸治	前田 正利	松本 清	瀧北 勇夫	戸倉 秀臣	中川喜久造	中村 正次
江上 春雄	岡本 徳	岡本 理一	奥田 信夫	三原 景	村上 善	矢野 國臣	山口直三郎	西田 裕亮	平嶋 魯一	藤城 勳	松下 政二
奥山 伍郎	加藤 市郎	香月 博光	金尾 登竹	山本貞之助	安藤 雄	小田 二郎	太田 敏雄	松本 準三	若野 定利	石坪 貞雄	岩崎丈之助
川上 道雄	川島 繁一	神田 孝助	貴村 一雄	香山 俊夫	金原 正雄	小山 國雄	澁谷 正俊	尾原 淳夫	梶原 薫	川崎齊一郎	菊池 一雄
北村榮五郎	車田 輝平	小寺小市郎	佐野登喜雄	城 正文	鈴川 範敦	鈴木 敏夫	田中 健夫	金淵 輻	黒田 永次	子浦 淳美	清水 忠男
篠原 公生	田坂 鉄廣	田中 利一	田村 邦昭	増田 留七	福宜 保市	藤田 和夫	藤本榮治郎	田中 光夫	田中 義雄	竹中倍治郎	谷口 弘
高松 有爲	鷹見 文博	戸根 泰雄	堂本 源吾	吉岡 英一	安藝 茂富	織田 九郎	加邊 力	林 常太郎	福井 秀臣	松本 包文	百木 惠一
德井 明作	中西貞次郎	野道 猛志	萩野 充雄	柏木 實	河崎 義雄	野村 良松	松本彌太郎	青山 利一	井上 薫	井上 博造	伊藤 一郎
馬場 五男	馬場 圓吉	馬場富久一	橋本 利八	守屋 充	市川 信	大笹 勝美	平井 光一	糸川正太郎	岩倉 善明	岩田榮三郎	上田 孝久
原田市之進	番匠 邦夫	深谷 茂	福原 定市	池田幸太郎	井田 安二	上野喜重造	淺香要太郎	内田 吉衛	尾籠 衛	大西 重夫	大場 庸夫
藤田 茂雄	兵三新太郎	松井善太郎	松村 欽治	天池 茂	井口 圭司	石富 正雄	大河 秀雄	大山 喜久	岡馬 新一	岡田 三郎	桶谷 義博
皆木 鉄夫	沼月 康	森田鶴三郎	安福 文雄	金谷 秀二	我謝 孟康	河田 一	楠崎 優	近藤 重美	瓦谷 廣三	桐谷 良一	久保 義明
横山藤近哉	吉田 英二	義岡 武熊	若林 正	島田 大八	高峰 健治	竹内清次郎	中林善三郎	櫻原 重美	佐久間正純	佐々木豊一	佐藤 忠彦
山川 正七	大迫 秀男	木藤 安之	吳 健一	中村 義嗣	足羽 忠明	浦崎 浩政	大西 幸夫	佐藤 元之	佐藤 引剛	坂本 陽	笹岡 幸彦
清水 榮松	橋口 枕龍	村山 早苗	吉田 榮一	北村 學	菅俣卯一郎	汐月 貞一	柴田 大市	清水 敏男	下出 安造	田淵 行三	高島 種三
出井 巧	高橋徳太郎	大越 務	岡山 政男	高谷 幸吉	巽 啓三	土肥 良夫	平井 三朗	高橋 源市	竹谷 和夫	壇辻 啓治	津野 知三
岡山 保男	原田 三夫	吉田伊之助	鷲見 幸雄	深澤 高芳	眞田 俊雄	増野 良貞	吉井増太郎	風 榮三	波田 榮弘	野口 守也	橋本 利一
永井 量一	阿川 甲一	秋田 修一	荒賀 勝平	吉見 勝	東 一夫	岩崎 義雄	白井 敬叟	濱田 榮吉	藤原 章	松田 義徳	松本 芳雄
井上 欣助	今井 乙八	小椋義三郎	大山 肇	浦尾 武雄	大槻 昇	岡田 誠一	岡本 至徳	宮川甚吉郎	宮崎 康	柳生 輝美	山中 太郎
奥野 幸吉	加藤不二夫	片木 幸男	北岡 醇平	沖田 實	乙川 幹	加茂 正弘	金 長松	大和 博	吉川 信彦	流郷 治	渡邊 判一
北川喜久雄	北川 實男	久保田平三郎	倉木 善夫	川越 智	河合 治	紀乃 薫	北村 源平	上野 有郎	久納 淳一	佐藤 敏夫	田中 京二
黒田 一男	小西 直意	後藤 延治	佐々木音満	栗山 基一	小池照太郎	小曳 陽市	柴田 治	中尾 政雄	新田 辰夫	坂東 英雄	福島壽太郎
酒井 政之	志野覺治郎	柴田 武一	瀬理 正三	高橋 信忠	富田 茂	中西 静麿	長澤 健一	馬淵 幸治	三守 正巳	柳井 正雄	吉川 朝治
				藤野米五郎	松尾 孝通	野口 正男	平野 茂	渡邊哲之介	和田 榮造	伊藤 保	石本 正巳
				村上 泰三	森永 政利	四井 義規	吉田鹿之助	大今 楠節	新三 隆夫	塩見常三郎	土屋 保
				芳原 樺一	米井 邦三	梶田 三雄	阿部 信義	杉本 正歳	高橋 啓輔	土橋 俊二	土屋 保
								中山 憲一	長崎 芳雄	西岡 博義	(以下次號)

關西大學 講師 原田鹿太郎 著

定價 三・〇〇  
送料 二〇〇

# 新會社法要綱

## 全訂參版

序・今回本書三版を發行する機會に恵まれたので、從來附録としておいた有限會社の説明を本文に入れると同時に、株式會社に付て不充分なりし理論、實際の總ての問題に對し、簡單ながら筆を進め、尙外國會社罰則の説明中にも有限會社につき附言した。只會社の合併については本書は總論中に一括説明する方法をとつていたのであるが紙型の關係で右の箇所へ有限會社の合併の説明を入れることが困難である爲め、これとは切離し有限會社の説明中にこれを加へることにした。

今まで新會社法講義要綱なりし書名を、内容刷新の機會に新會社法要綱と改めた。